

高齢者インフルエンザ予防接種を実施します

インフルエンザは、ワクチンを接種することで、かかりにくくなったり、かかっても重症になることを防止することができるかとされています。

市では高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を実施します。



▼対象 次のいずれかの市民

○65歳以上で接種を希望する方

○60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能の障害などで、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、およびヒト免疫不全ウイルス(H I V)で免疫機能に障害があり、日常生活がほぼ不可能な程度の障害を有する方

▼接種期間 10月1日(土)～

平成29年1月31日(火)

▼接種回数 1回

▼自己負担 1,500円(市民税非課税世帯、生活

保護の方は免除申請書の提出で無料)

※料金の免除申請書を提出する方は、予防接種時に医療機関で申し出てください。料金支払い後の返金はできません。なお、税情報閲覧の結果、該当しないことが判明した場合は、後日自己負担金を請求します。

▼申込み 市内高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関に直接申し込んでください。

▼接種に必要なもの 健康保険証、市民税非課税世帯の方・生活保護の方は印鑑(自己負担金免除申請書兼同意書の記入の際に必要)

※接種に必要な予診票・同意書は市内の協力医療機関、健康増進課、各振興局市民福祉課にあります。

※かかりつけ医・長期入院中または施設等に入院しているなどの理由で、市外での接種を希望する方は、健康増進課または各振興局市民福祉課で事前に申し出てください。

《問合せ》健康増進課 ☎24-1127

《平成28年度豊岡市高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関一覧表》

医療機関	住所	電話番号
公立豊岡病院	戸牧1094	22-6111
公立日高医療センター	日高町岩中81	42-1611
公立出石医療センター	出石町福住1300	52-2555
※公立豊岡病院は継続治療中の方のみ予約してください。		
あかまつ小児科	九日市下町119	22-0700
いがらし医院	城南町5-11	29-2766
浮田整形外科	若松町7-5	29-0017
江本内科クリニック	江本503	29-0333
大井医院	城南町8-12	24-1001
小幡内科医院	中陰376-22	24-2511
きょうこ内科クリニック	寿町2-36	24-7772
クリニック富江	若松町5-38	22-3100
さくらクリニック	弥栄町1-32	23-8668
しば耳鼻咽喉科医院	戸牧299-8	29-0115
しらゆり診療所	小田井町17-7	24-7201
田中クリニック	正法寺631	29-3100
中治内科クリニック	京町5-43	24-1890
中島医院	高屋1054	24-9500
中田医院	瀬戸77-20	28-2016
舟木内科医院	京町3-21	22-3538
モリヤマ診療所	桜町11-7	23-5100
やすだ内科クリニック	戸牧37-5	22-1159
由利医院	大磯町9-53	22-2382

医療機関	住所	電話番号
吉田クリニック	土渕133-1	26-8188
ろっぽう診療所	今森465-1	24-7007
浅見医院	城崎町湯島349-1	32-2610
藤本医院	城崎町来日128-7	32-3181
内山医院	竹野町竹野344	47-0010
賀嶋医院	竹野町竹野2510	47-0005
森本診療所	竹野町森本513-1	48-0001
尾松内科クリニック	日高町上石230-2	42-0885
北見医院	日高町松岡347-1	42-5300
北村内科	日高町日置29	42-3110
谷垣医院	日高町伊府660	44-0010
つるさこ耳鼻咽喉科	日高町土居170-1	42-5800
野田消化器科クリニック	日高町岩中212-1	42-1022
長谷川クリニック	日高町国分寺400-13	42-3955
神鍋診療所	日高町栗栖野60-34	45-0003
中沢医院	出石町本町66	52-5803
平位医院	出石町福住383-7	52-0511
藤原医院	出石町松枝105	52-2301
由良内科クリニック	出石町八木36	52-2006
和田内科クリニック	出石町町分131-3	53-2788
合橋診療所	但東町出合76	54-0011
資母診療所	但東町中山788	56-0303
高橋診療所	但東町久畑126	55-0036

10月1日から

0歳児のB型肝炎ワクチンの定期予防接種が始まります

10月1日(土)から、B型肝炎ワクチンが定期接種になります。

平成28年4月1日～8月15日生まれの方には、9月中旬に案内を郵送しました。手元に届いていない方は、問い合わせてください。8月16日以降に生まれた方には、他の予防接種と一緒に、

随時、郵送します。

※10月1日より前に接種した方は、任意接種となり公費助成の対象とはなりません。

《問合せ》

健康増進課 ☎24-1127



《B型肝炎ワクチンの定期接種》

項目	内容
対象	平成28年4月1日以後に生まれた、生後1歳に至るまでの間にある者
標準的な接種期間と接種間隔	生後2～9カ月で3回接種 ○2回目…1回目の接種から27日以上の間隔を空ける。 ○3回目…1回目の接種から139日以上の間隔を空ける。
既接種者の取扱い	10月1日より前(定期の予防接種が開始される前)の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するものは、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種を行う。
定期接種対象外	H B s 抗原陽性の者の胎内または産道でB型肝炎ウイルスに感染した恐れのある者で、抗H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
自己負担金	無料(全額公費)
接種方法	医療機関に予約し、母子健康手帳と予診票を持参の上、接種してください。

10月は「里親月間」今、里親が求められています 里親制度をご存知ですか？

里親とは、親の病気、家出、離婚などの事情で、家庭で暮らせない子どもを自分の家庭に迎え入れて養育する人のことです。里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもを養育をお願いする制度です。

家庭的養護が必要

乳児や児童には、特定の大人との関わりが必要です。子どもは安全なベースがあって初めて外の世界へ興味を持って自我が芽生え成長できます。

これがないと愛着障害を起こします。自分に自信が持てず、コミュニケーション能力が劣り、大人になっても仕事に就くことができない、反社会的な行動をするリスクが高くなると言われています。

児童には、実親の代わりに深い愛情を持って育ててくれる親代わりが必要です。心や体に傷を負った子どもたちを里親の温かい家庭で受け入れ、子どもらしい生活を送らせてください。

▼里親の種類

▽養育里親 子どもが自立できるまで、または家庭に戻るまで(満18歳未満)、家庭で子どもを育てます。

▽専門里親 虐待などで心身に有害な影響を受けた子ども等、特に支援が必要な子どもを育てます(一定の研修が必要)。

▽養子縁組里親 養子縁組を前提として育てます。

▽親族里親 現に養育する者が死亡・行方不明等で養育できなくなった子どもを、扶養義務者およびその配偶者が育てます。

▽週末・季節里親 週末や正月、夏休みなどに、児童養護施設の子どもの預かります。

▼里親に支給される費用

一般生活費(子どもの食費や被服費など)と里親手当(養育里親)が支給されます。

※里親制度出前講座をやっています。

《問合せ》豊岡こども家庭センター ☎22-4314